

## ちゅうおう食べきり協力店制度実施要綱

4中環中第221号

令和4年6月28日

### (目的)

第1条 この要綱は、食品ロスの削減に取り組む店舗を、ちゅうおう食べきり協力店（以下「協力店」という。）として登録し、その取組を広く紹介することにより、食品ロスの削減並びに消費者及び事業者の意識啓発を図ることを目的とする。

### (登録要件)

第2条 協力店の登録要件は、中央区の区域内で主として飲食店業、小売業、旅館業等を営む店舗で、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 次のいずれかに該当する取組を実施していること。

ア 小盛メニュー、ハーフサイズ等の設定による利用者の要望に沿った量での提供

イ ステッカー、ポスター等の掲示による食べ残し削減のPR活動

ウ ばら売り、量り売り等による食品の量を調節できる販売方法での提供

エ 賞味期限又は消費期限の近い食品の割引販売

オ アからエまでに掲げるもののほか、食品ロスを削減するための取組（食べ残した料理等の持ち帰り希望者への対応を除く。）

(2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（中央区暴力団排除条例（平成24年3月中央区条例第8号）第3条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）その他反社会的勢力の関係者でないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む事業者でないこと。

### (登録申請)

第3条 協力店の登録の申請をしようとする店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式によるちゅうおう食べきり協力店登録・変更申請書（以下「申請書」という。）及び実施する取組が確認できる書類（以下「確認書類」という。）を区長に提出しなければならない。ただし、登録申請時点で取組を実施していない店舗の確認書類にあっては、登録に係る取組を実施次第、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された申請書及び確認書類を審査し、前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請に係る店舗を協力店として登録するとともに、別記第2号様式によるちゅうおう食べきり協力店登録・変更承認通知書（以下「承認通知書」という。）により申請者に通知し、不相当と認めるときは、別記第3号様式によるちゅう

おう食べきり協力店登録・変更不承認通知書（以下「不承認通知書」という。）により申請者に通知する。

- 3 区長は前項の規定により登録した協力店に対し、食べきり協力店のステッカー、ポスター等（以下「ステッカー等」という。）を交付する。

（協力内容）

第4条 協力店は、次の各号に掲げる取組及び協力を行うものとする。

- （1）申請した取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めること。
- （2）ステッカー等を利用者の見やすい場所に掲示し、取組について積極的に周知すること。
- （3）区長が必要に応じて実施するアンケート調査等に回答すること。

（登録内容の変更）

第5条 協力店は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに申請書を区長に提出しなければならない。この場合において、取組内容を変更したときは、確認書類を申請書に添えて提出するものとする。

- 2 区長は前項の規定により提出された申請書及び確認書類を審査し、変更が適切であると認めるときは承認通知書により、不適当と認めるときは不承認通知書により申請者に通知する。

（登録の辞退）

第6条 協力店は、協力を中止する場合又は第2条の登録要件に該当しなくなった場合若しくは店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、別記第4号様式によるちゅうおう食べきり協力店登録辞退届（以下「辞退届」という。）を区長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 区長は、協力店が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- （1）前条の規定による辞退届の提出があったとき。
- （2）第2条の登録要件を満たしていないと認めるとき。
- （3）信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、別記第5号様式によるちゅうおう食べきり協力店登録取消通知書により協力店に通知するとともに、取消しを受けた店舗は、速やかにステッカー等を区長に返却しなければならない。

（広報）

第8条 区長は、協力店の取組内容等について、区ホームページ等の広報媒体により広く紹介する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。